

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和2年12月25日・東京都規則第206号

1 概要

(1) 改正理由

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第14号）により、特定有害物質に係る基準値が改正されたことに伴い、汚染土壌処理基準、地下水基準及び第二溶出量基準について基準値の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア カドミウム及びその化合物について、別表第12（汚染土壌処理基準）、別表第12の2（地下水基準）、別表第12の3（第二溶出量基準）に規定する基準値を次のとおり改正する。

		改正後	現行
汚染土壌処理基準			
溶出量（単位 検液－リットルにつきミリグラム）		カドミウムとして 0.003	カドミウムとして 0.01
	含有量（単位 土壌－キログラムにつきミリグラム）	カドミウムとして 45	カドミウムとして 150
地下水基準（単位 検液－リットルにつきミリグラム）		カドミウムとして 0.003	カドミウムとして 0.01
第二溶出量基準（単位 検液－リットルにつきミリグラム）		カドミウムとして 0.09	カドミウムとして 0.3

イ トリクロロエチレンについて、別表第12（汚染土壌処理基準）、別表第12の2（地下水基準）、別表第12の3（第二溶出量基準）に規定する基準値を次のとおり改正する。

	改正後	現行
汚染土壌処理基準		
溶出量（単位 検液一リットルにつきミリグラム）	0.01	0.03
地下水基準（単位 検液一リットルにつきミリグラム）	0.01	0.03
第二溶出量基準（単位 検液一リットルにつきミリグラム）	0.1	0.3

2 施行日

令和3年4月1日

3 問合せ先

環境局環境改善部化学物質対策課

直通 03-5388-3473